

# 請願・陳情参考資料

平成31年2月14日

教育委員会

請願

受理番号 (受理年月日)	所管	件名及び提出者	現状と県の取組状況
31年-6 (31.2.8)	教育	<p>教職員の長時間過密労働の解消を求める意見書の提出について</p> <p>鳥取県ゆきとどいた教育をすすめる会 会長 市谷 尚三</p>	<p>1 教職員の長時間過密労働の解消を行うため、国の責任で教職員定数の抜本的な改善を行うこと。</p> <p>○本県では、不登校、学力向上、特別な支援が必要な児童生徒の増加などの教育諸課題に対応するため、教職員定数の充実について国に要望してきた。</p> <p>○文部科学省では、新学習指導要領の円滑な実施と学校現場における働き方改革のための指導・運営体制構築のため、平成31年度予算案においても教職員定数の拡充を図っている。</p> <p>【平成31年度文部科学省予算(案)】 教職員定数の改善(全国) 合計1,456人</p> <p><b>学校における働き方改革 1,110人</b></p> <p>(1) 学校の指導体制の充実(教員の持ち授業時間数軽減)</p> <p>① 小学校専科指導の充実 ② 中学校生徒指導体制の強化</p> <p>(2) 学校の運営体制の強化</p> <p>① 学校総務・財務業務の軽減のための事務体制強化(事務職員) ② 主幹教諭の配置充実による学校マネジメント機能強化</p> <p><b>複雑化・困難化する教育課題への対応 346人</b></p> <p>(1) 発達障がいなどの障がいのある児童生徒への通級指導の充実 (2) 外国人児童生徒に対する日本語指導教育の充実 (3) 初任者研修体制の充実 (4) 貧困等に起因する学力課題の解消 (5) 「チーム学校」の実現に向けた学校の指導体制の基盤整備(養護教諭、栄養教諭等) (6) 統合校・小規模校への支援</p> <p>2 1年単位の変形労働時間制を学校現場に持ち込まないこと。</p> <p>○1年単位の変形労働時間制は、民間労働者は労使合意の上で実施可能であるが、</p>

			<p>公務員への適用は除外されている。</p> <p>〔目的〕 業務の繁閑に応じた労働時間の配分による労働時間の短縮</p> <p>〔適用除外理由〕 制度導入時、公務員には繁閑期が想定されなかったため</p> <p>○平成31年1月25日にとりまとめられた働き方改革に係る中央教育審議会の答申において、公立学校教員に対する本制度の導入が提言された。</p> <p>【中央教育審議会答申における変形労働時間制導入提言の概要】</p> <p>〔趣 旨〕 学校には夏休み等の長期休業がある一方で、学期末・学年末や学校行事・部活動の大会時期は、それ以外の時期と比較して長時間勤務となることから、長時間の勤務の見直しに当たっては、年間を通じた業務の在り方に着目し、1年単位の変形労働時間制を導入すべき。</p> <p>〔留意事項〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆導入に際しては、長期休業期間中の業務量を縮減することが前提。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・夏季休業期間中の部活動指導時間の削減</li> <li>・部活動に係る大会等の主催者への日程や規模等の見直し検討</li> <li>・夏季休業中の研修等の精選、受講しやすい環境の確保</li> <li>・大会参加に係る部活動指導員等教員以外の者による指導・引率</li> </ul> </li> <li>◆同時に示した勤務時間の上限規制ガイドライン（時間外業務は原則月45時間、年360時間等）が遵守され、働き方改革の要として機能するような制度的工夫が必要。</li> </ul> <p>〔スケジュール〕</p> <p>平成31年度中 国による制度改正</p> <p>平成32年度中 各自治体において導入判断</p> <p>※導入と判断した場合、平成32年度に必要な条例等を改正し、平成33年度から制度導入</p>
--	--	--	---